

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成6年12月から7年7月までは30万円、同年8月から8年9月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を145万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、両申立期間について、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準賞与額に係る記録を96万2,000円に、申立期間④の標準賞与額に係る記録を43万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から8年9月まで
② 平成15年4月30日
③ 平成16年4月30日
④ 平成17年4月28日

平成6年12月から8年9月までの給与及び15年4月の賞与については、私が所持している給与(賞与)明細書で確認できる給与(賞与)支給額とねんきん定期便に記載された標準報酬月額(標準賞与額)が相違している。

また、平成 16 年 4 月及び 17 年 4 月の賞与明細書では、保険料が控除されているが、ねんきん定期便では賞与の記録が確認できない。

申立期間①及び②については、実際に支給された給与（賞与）に見合う標準報酬月額に訂正し、申立期間③及び④については、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額及び申立期間②に係る標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（又は標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（又は賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（又は標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（又は標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成 6 年 12 月から 8 年 9 月までの給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、6 年 12 月から 7 年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 8 年 9 月までは 32 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が所持する平成 15 年 4 月の賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料額から、同年 4 月の標準賞与額を 145 万 9,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、「申立期間①及び②については、給与計算専用機の保険料率表等にミスや転記漏れがあったと考えられる。」旨供述しており、誤った報酬月額及び賞与額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、給与明細書及び賞与明細書で確認できる当該報酬月額及び賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、6 年 12 月から 8 年 9 月までの期間及び 15 年 4 月の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（又は標準賞与額）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人が所持する平成 16 年 4 月及び 17 年 4 月の賞与明細書から、申立期間③及び④については、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（申立期間③は 96 万 2,000 円、申立期間④は 43 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立事業所は、申立期間③及び④について、「当時、社会保険事務所に賞与支払届を提出していないため、保険料納付のための手続をしたい。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成4年5月から同年7月までは44万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月6日から同年10月9日まで

私は、A社に勤務していた当時の給料明細書を所持しているが、支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が低いので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成4年5月から同年9月までの給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち4年5月から同年7月までは44万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年8月については、申立人から提出のあったA社における当該期間の給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月頃 から 50 年 8 月頃 まで

私は、昭和 47 年 9 月頃に、作業員として働いていた際、近くで作業をしていた A 社の B 氏から勧誘されて同社に入社した。同社では、主に C 市内で業務に従事していたが、県外にも出張した。当時の会社名と私の名前が入った保護帽の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務内容に係る供述、申立人から提出された事業所名入りの保護帽の写真、及び A 社の複数の従業員が業務は、下請けに依頼することが通例であった旨供述していること等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社を勧誘された上司として氏名を挙げた B 氏及びその他 3 人の同僚の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、A 社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人も申立期間当時の給与明細書等を所持していない上、申立人が氏名を挙げた前述の同僚等の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。